書式ー任継①

常務理事	事務長	事務課長	係

裏面へ

注意事項

①こちらの申請書の他に**必要書類（住民票など）**がございます。**裏面**を必ずご確認ください。
②この申請書は資格喪失日**（退職した日の翌日）**から**２０日以内**に申請してください。

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

在籍中の被保険者等の記号番号（不明な場合は、記入不要）	記　号	番　号	フリガナ		性　別
			氏　名		男・女
本人の個人番号（マイナンバー）			個人番号が記入できない理由		
資格喪失日（退職日の翌日）	令和　年　月　日		生年月日	昭・平・令　年　月　日	
在籍していた事業所名					

※申請する家族が四人以上いらっしゃる場合は、申請書を二枚ご用意いただきご記入ください。

	フリガナ 申請する家族の氏名	性別	生　年　月　日	続　柄	同居 別居（送金額/月）	収入額（年間）
家族①		男・女	昭・平・令　年　月　日			
	申請する家族の個人番号（マイナンバー）			個人番号が記入できない理由		
家族②		男・女	昭・平・令　年　月　日			
	申請する家族の個人番号（マイナンバー）			個人番号が記入できない理由		
家族③		男・女	昭・平・令　年　月　日			
	申請する家族の個人番号（マイナンバー）			個人番号が記入できない理由		

A.保険料納付区分（選択） ①～③のいずれかに○	① 毎月払い ② １年払い　【４月～翌年３月分の１回払い】 ※加入年度は、原則「加入月」と「加入月の翌月から加入年度末（３月分）まで」を納付 ③ 半年払い　【４月～９月分と１０月～翌年３月分の２回払い】 ※加入年度は、原則「加入月」と「加入月の翌月から加入年度の９月分（もしくは加入年度末（３月分））まで」を納付
保険料納付方法に関する注意点 （必ずご確認ください！）	注１）初回保険料につきましては、当組合より取扱払込票（保険料納付書）を送付いたしますので、納付期限までにお振込みください。 注２）保険料納付方法を②指定口座に振込みをするに希望された場合、当組合よりお送りする払込取扱票（保険料納付書）は、初めにお送りするもののみとなります。それ以外の月の払込取扱票（保険料納付書）はお送りいたしませんので、ご自身で振込を行っていただく必要があります。
B.保険料納付方法（選択） ①・②のいずれかに○	① ゆうちょ銀行口座から自動引落しを利用する（上記の注１を確認） ② 指定口座に振込みする（ゆうちょ銀行口座がない方のみ。上記の注１・２を確認）
上記で①を選択した場合 ゆうちょ銀行口座記入欄 ※本人名義に限る（家族名義不可）	記号：　　番号： 名義氏名（カタカナ）：

上記のとおり申請いたします。　　令和　年　月　日

〒

住民票の住所：

氏名：

自宅の電話：　　携帯番号：

健保受付印

※健保記入欄	９９９-	決定標月：　　千円（ 介護 ： 有 ・ 無 ）	□ 調定　□ 引落口座

（20241201改訂）

▼下記をご確認の上、ご申請いただきますようお願いいたします▼

★　任意継続被保険者資格取得申請書の添付書類について　★

※①・②は市区町村発行で交付日から３ヶ月以内のもの

□ ① 住民票原本（個人番号（マイナンバー）記載あり）
ａ.申請する家族がいらっしゃらない場合は、本人のみの住民票
ｂ.申請する家族が同居の場合は、世帯全員の住民票（続柄記載のもの）
ｃ.申請する家族が別居の場合は、本人の住民票および別居先の世帯全員の住民票（続柄記載のもの）
※転居される方につきましては、転居後の住民票が必要となります

【申請する家族がいる場合は、②と③も必要です】
□ ② 申請する家族の直近年度の所得（課税・非課税）証明書（原本）※１６歳以上
（年金受給者は年金額のわかる振込通知書等のコピーもご提出ください）
※収入がない方でもご提出が必要です　※源泉徴収票での代用は不可です

□ ③ 申請する家族が別居の場合は、本人（被保険者）からの送金証明直近３ヶ月分
（通帳のコピー等）　※手渡し不可

▼　書類の提出先はこちら　▼
〒１０２－８４６０
東京都千代田区飯田橋３－１０－１０　ガーデンエアタワー３２Ｆ
ＫＤＤＩ健康保険組合　任意継続担当あて

★　手続きの流れについて　★

① 「任意継続被保険者資格取得申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて当組合へ提出します。

② 事業主様からの届出およびご本人様からの申請書類を受理次第、払込取扱票（保険料納付書）が送付されますので、ゆうちょ銀行（郵便局窓口）で保険料を納付します。
（ネットバンキングでもお振込み可能ですが、口座等お間違えのないようご注意ください）

③ 払込取扱票（保険料納付書）とあわせて「自動払込利用申込書」が送付されますので、ゆうちょ銀行(郵便局窓口）で手続きします。
※「自動払込利用申込書」の手続きを行っていただかないと、引落ができませんのでご注意ください。
※　保険料納付方法を「指定口座に振込みをする」に希望された場合、当組合よりお送りする払込取扱票（保険料納付書）は、初めにお送りするもののみとなります。それ以外の月の払込取扱票（保険料納付書）はお送りいたしませんので、ご自身で振込みを行っていただく必要があります。

④ 保険料の納付を確認後、ご自宅に各種証類が送付されます。医療機関の窓口にはマイナ保険証や資格確認書を提示します。

⑤ 各種証類が届く前に医療機関を受診した場合は、任意継続被保険者の手続きを行っていることを窓口で伝え、各種証類が交付されたらマイナ保険証や資格確認書をすみやかに提示します。

★　任意継続被保険者の資格を失うとき　★

次のいずれかに該当した場合は任意継続被保険者の資格を失います。
ＫＤＤＩ健保の資格確認書は使用できませんので、お持ちの場合はすみやかに返却してください。
また、②、④、⑥に該当の場合は、別途届出が必要となりますので、ＫＤＤＩ健保へご連絡ください。

① 任意継続被保険者となった日から２年を経過したとき
② 死亡したとき
③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
④ 就職により他の健康保険、船員保険、共済組合の被保険者となったとき
⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
⑥ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、当組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき